

J C B P R E M O 加 盟 店 規 約

JCB PREMO加盟店規約

規約上の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約（第1条に定めるものをいう）の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、規約中の「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

第1条（総則）

本規約は、JCB PREMO加盟店（第2条に定めるものをいう）が、利用者（第2条に定めるものをいう）との取引代金の決済に関して第2条に定めるJCB PREMOを取扱う場合の、当社および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）とJCB PREMO加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。なお、本契約は、JCB PREMO加盟店と当社およびJCBとの間でクレジットカード加盟店契約（第2条に定めるものをいう）が成立し継続していることを前提とするものとし、クレジットカード加盟店契約が終了した場合には、本契約も終了するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「カード会社」とは、当社およびJCB、当社またはJCBが提携する会社、組織（ただし、当社、JCBを除く）をいいます。
2. 「JCB PREMO」とは、利用者がJCB PREMO加盟店から商品等を購入しまたは提供を受けるにあたり、当該商品等の代金の全部または一部の支払いとして、バリュー（本条第3項で定めるものをいう。以下同じ）を使用した場合、使用されたバリューに相当する金額を当社がJCB PREMO加盟店に支払う支払決済サービス、ならびに当該支払決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ（本条第11項で定めるものをいう）、バリュー残高・利用履歴の確認、およびバリュー残高の移行をすることができるサービスをいいます。
3. 「バリュー」とは、発行者（本条第7項に定めるものをいう）が発行し、発行者が管理する運用サーバ（以下「運用サーバ」という）内に蓄積する金銭的価値を有する電子情報であって、利用者がJCB PREMO加盟店から商品等を購入しまたは提供を受ける場合に、その代金の支払に使用することができるものをいいます。
4. 「プレモカード」とは、利用者がバリューを管理、およびJCB PREMO加盟店で利用するための、アクセプタンスマーク（本条第15項に定めるものをいう）が表示されているJCB所定のカードで発行者が発行するものをいいます。
5. 「JCB PREMO加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社、JCBおよびカード会社が運営するJCB PREMO取引システム（以下「JCB PREMO取引システム」という）に基づき当社およびJCB（以下「両社」という）に加盟を申し込み、両社が加盟を承諾した個人、法人および団体をいいます。
6. 「利用者」とは、プレモカードを保有し、発行者の定める利用約款に従って使用する者をいいます。
7. 「発行者」とは、第三者型前払式支払手段の発行について資金決済に関する法律に基づき登録を受けた法人で、プレモカードを発行する会社、組織をいいます。
8. 「商品等」とは、JCB PREMO加盟店が利用者に提供する商品、権利、役務等をいいます。
9. 「バリュー取引」とは、利用者がJCB PREMO加盟店より商品等を購入し、または提供を受けた場合に、その売上金相当額につき、金銭等による弁済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを減算する方法で弁済する取引をいいます。また、当該取引の取消・返品による、バリュー減算（本条第10項に定めるものをいう）の取消しも含まれます。
10. 「バリュー減算」とは、ネットワーク、JCB PREMO加盟店端末（本条第12項に定めるものをいう）を媒介することにより、発行者が運用サーバ内の利用者が保有するバリューから一定額のバリューを引去ることをいいます。
11. 「チャージ」とは、発行者所定の方法で運用サーバ内のバリューの金額を加算することをいいます。なお、チャージを行う場合のJCB PREMO加盟店の遵守事項等については、当社およびJCBが別途定めるものとします。
12. 「JCB PREMO加盟店端末」とは、両社が認めたバリューの電子情報を処理する機器をいい、JCB PREMO加盟店の店頭を設置される決済専用端末、および決済機能付POSレジスター等の機器をいいます。
13. 「偽造」とは、発行者の承諾を受けずにプレモカードの複製等により、バリュー取引が可能なカードを作り出すことをいいます。
14. 「不正利用」とは、偽造されたプレモカードで取引を行うこと、または正当に得たものでないプレモカードもしくはプレモカードの情報で取引を行うことをいいます。
15. 「アクセプタンスマーク」とは、プレモカードを識別するためにプレモカードの券面に表示され、また、JCB PREMO加盟店の店頭やJCB PREMO加盟店のウェブサイト上のJCB PREMO加盟店標識（以下「JCB PREMO加盟店標識」という）に記載される、JCB所定のマークをいいます。
16. 「クレジットカード加盟店契約」とは、両社所定のクレジットカードに関する加盟店規約を承認のうえ、当社、JCBおよびカード会社が運営するクレジットカード取引システムに基づき両社に加盟を申し込み、両社が加盟を承諾した個人、法人および団体と、両社との間に成立する契約をいいます。

第3条（JCB PREMO加盟店）

1. JCB PREMO加盟店は、前条に定めるバリュー取引を行う店舗、施設（以下「取扱店舗」という）を指定し、あらかじめ両社に所定の書面をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。両社は当該指定を承諾した場合、JCB PREMO加盟店に対し、両社所定の方法で通知するものとします。なお、取扱店舗の追加、取消しについても同様とします。
2. JCB PREMO加盟店は、すべての取扱店舗内外の利用者の見やすいところに両社所定のJCB PREMO加盟店標識を掲示するものとします。
3. JCB PREMO加盟店は、当社またはJCBからバリュー取引に関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
4. JCB PREMO加盟店は、発行者と利用者との契約関係を承認し、JCBが指定するバリュー取引に関する取り決め（JCBが指定するJCB PREMOに関する要件書等）に基づき、JCB PREMOに関するシステムの円滑な運営および普及向上に協力するものとします。また、JCB PREMO加盟店は、当社、JCBよりプレモカードの利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
5. JCB PREMO加盟店は、当社、JCB、発行者およびそれらの委託先が、プレモカード利用促進のために、JCB PREMO加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等にJCB PREMO加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
6. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引に関する情報、JCB PREMO加盟店端末、JCB PREMO加盟店標識、アクセプタンスマーク等（デジタルデータ化されたものを含む）を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。
7. JCB PREMO加盟店は、利用者が遵守すべきプレモカードに関する規約等に違反してバリュー取引を行おうとする場合、これに応じてはならないものとします。
8. JCB PREMO加盟店は、本規約に定める義務等をJCB PREMO加盟店の従業員、その他JCB PREMO加盟店の業務を行う者に遵守させるものとします。
9. 両社は、JCB PREMO加盟店の従業員、その他JCB PREMO加盟店の業務を行う者が、バリュー取引に関連して行った行為および果たすべき義務を、JCB PREMO加盟店の行為および義務とみなすものとします。
10. JCB PREMO加盟店が本規約に定める手続きによらずバリュー取引を行った場合には、JCB PREMO加盟店がその一切の責任を負うものとします。
11. JCB PREMO加盟店は、当社またはJCBが、バリュー取引の安全化措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとします。

第4条（費用負担等）

JCB PREMO加盟店は、JCB PREMO加盟店標識等を購入する場合の購入代金、ならびにJCB PREMO加盟店端末の設置および保守に

かかる費用を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われたJCB PREMO加盟店標識等の代金、ならびにJCB PREMO加盟店端末の設置および保守にかかる費用は、本契約が終了した場合にも返還されないものとします。

第5条 (届出事項の変更)

- 1.JCB PREMO加盟店は、両社に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号、取扱店舗および振込指定金融機関口座、その他JCB PREMO加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに両社所定の方法により、両社へ届け出、両社の承諾を得るものとします。
- 2.前項の届け出がないために、当社またはJCBからの通知または送付書類、振込金等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときにJCB PREMO加盟店に到着したものとみなすものとします。
- 3.JCB PREMO加盟店は、本条第1項記載の届出事項について、以下の事項を承諾するものとします。
 - (1)JCB PREMO加盟店がクレジットカード加盟店契約に基づき当社、JCBまたはカード会社に届け出た情報に基づいて、本条第1項記載のJCB PREMO加盟店に関する情報が変更されることがあること。
 - (2)JCB PREMO加盟店が本条第1項に基づいて届け出た情報または(1)記載の情報に基づいて、当社、JCBまたはカード会社のクレジットカード加盟店契約に基づくJCB PREMO加盟店に関する情報が変更されることがあること。

第6条 (地位の譲渡等)

- 1.JCB PREMO加盟店は、JCBの事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を譲渡、会社分割、合併等の方法で第三者に承継させることができないものとします。
- 2.JCB PREMO加盟店は、JCB PREMO加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
- 3.当社（ただし、JCBが承諾した場合に限ります）またはJCBは、本契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものとし、JCB PREMO加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第7条 (業務の委託)

- 1.JCB PREMO加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
- 2.前項にかかわらず、両社が事前に承諾した場合には、JCB PREMO加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
- 3.前項より両社が業務委託を承諾した場合においても、JCB PREMO加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して当社、JCBまたは発行者に損害を与えた場合、JCB PREMO加盟店は業務代行者と連帯して当社、JCBまたは発行者の損害を賠償するものとします。
- 4.JCB PREMO加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。
- 5.両社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、JCB PREMO加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第8条 (バリュー取引)

- 1.JCB PREMO加盟店は、利用者からプレモカードの提示によりバリュー取引を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法に取扱店舗においてバリュー取引を行うものとします。
- 2.JCB PREMO加盟店は、バリュー減算にあたっては、その全件において、JCB PREMO加盟店端末を通じてJCBへ承認をを求めるものとします。またこのときJCB PREMO加盟店は、利用者からバリュー減算を行う金額（以下「バリュー減算金額」という）について指定があり、かつJCB PREMO加盟店が金額指定を認める場合には、当該金額にてJCBの承認を得るものとします。
- 3.JCB PREMO加盟店は、提示されたプレモカードについてJCB PREMO加盟店端末に無効その他プレモカードの取扱いができない旨の表示がなされた場合には、当該プレモカードの提示者に対してバリュー取引を行ってはならないものとします。
- 4.JCB PREMO加盟店は、明らかに偽造もしくは破損と判断できるプレモカードを提示された場合、または明らかに不正利用と判断できる場合には、バリュー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社またはJCBに連絡するものとします。
- 5.バリュー取引においては、運用サーバ内に利用者が保有するバリュー残高から商品等の代金額に相当するバリューの減算が完了し、かつ、JCBが第2項の承認を行った時点で、利用者とJCB PREMO加盟店との間にバリュー取引が成立し、同時に、利用者のJCB PREMO加盟店に対する代金債務が消滅するものとします。
- 6.JCB PREMO加盟店は、バリュー減算を行うにあたっては、利用者の署名を求め、プレモカード裏面記載の署名と売上票の署名が同一であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認し、売上票の控え（利用者用控え）または売上票に記載した内容を表す書面を利用者に交付するものとします。ただし、別途両社が認めた場合には、この限りではありません。
- 7.JCB PREMO加盟店は利用者が提示した1枚のプレモカードのバリューの残高が取引代金に満たない場合、複数枚のプレモカードまたは現金その他の支払方法による不足分の決済を受け付けることができるものとします。また、複数枚のプレモカードによりバリュー減算を行うにあたっては、前項の定めに従い、すべてのプレモカードの裏面記載の署名と売上票の署名が同一であることを確認するものとします。
- 8.JCB PREMO加盟店は、バリュー残高の照会機能のあるJCB PREMO加盟店端末を設置している場合、バリュー取引を実施する過程において、利用者からの要望に従い、JCB PREMO加盟店端末を介して利用者のバリュー残高を照会（以下「バリュー照会」という）し、照会結果を利用者へ通知することができるものとします。ただし、利用者から要望があった場合でも、バリュー取引以外においてはバリュー照会を行うことはできません。
- 9.JCB PREMO加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、バリュー取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも両社および発行者は責任を負わないものとします。
- 10.JCB PREMO加盟店がバリュー取引の売上金額として利用者が運用サーバ内に保有するバリュー残高につき減算処理を行うことができるバリューは、当該バリュー取引において提供される商品等の売上代金額に相当する額（税金、送料等を含む）のみとし（ただし、本条第7項による取引の場合に現金その他の支払方法により決済した額を除く）、現金の立て替え、および過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、本条第7項の場合を除き、通常1回のバリュー取引で処理されるべきものを、複数回に分割して取引することはできないものとします。
- 11.JCB PREMO加盟店は、プレモカードの取扱いに際し、JCB PREMO加盟店端末を設置し、別途両社の定める取扱いルールに従ってすべてのバリュー取引にこれを使用するものとします。なお、故障、障害等によりJCB PREMO加盟店端末が使用できない場合およびJCBが当該JCB PREMO加盟店端末の利用につき別途制限を設けた場合には、バリュー取引は行ってはならないものとします。
- 12.JCB PREMO加盟店は、JCB PREMO加盟店端末およびそこに蓄積されているデータの破壊、分解または解析を行ってはならず、また、いかなる理由があってもJCB PREMO加盟店端末の改変または解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとします。
- 13.JCB PREMO加盟店は、JCB PREMO加盟店端末を修理、修復する必要が生じたときは、JCB PREMO加盟店の責任をもって迅速に対応するものとします。

第9条 (差別的取扱いの禁止、協力義務)

- 1.JCB PREMO加盟店は、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連諸法令およびガイドライン等を遵守して、バリュー取引を行うものとします。
- 2.JCB PREMO加盟店は、本条第3項に定める場合を除き、正当な理由なく利用者とのバリュー取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求する等、バリュー取引によらない一般の顧客より不利となる差別的取扱いを行わないものとします。

3. JCB PREMO加盟店は、以下に定める内容のバリュー取引を行わないものとします。

- (1) 公序良俗違反の取引
- (2) 法律上禁止された商品等の取引
- (3) 特定商取引に関する法律に違反する取引
- (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
- (5) 当社またはJCBが利用者の利益の保護に欠けると判断する取引
- (6) 利用者が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
- (7) その他当社またはJCBが不適当と判断する取引

4. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引において、商品券その他の前払式支払手段、印紙、切手、回数券その他の有価証券などを取扱うことができないものとします。ただし、両社が個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。

5. JCB PREMO加盟店は、当社またはJCBから依頼があった場合、利用者のプレマカードの使用状況等の調査に協力するものとします。

6. JCB PREMO加盟店は、利用者からバリュー取引および商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、JCB PREMO加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合、または、利用者、関係省庁その他の行政機関等から本条第3項に違反する旨の指摘、指導等を受けた場合には、JCB PREMO加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。

7. 前項の場合、JCB PREMO加盟店は、両社が行う調査に誠実に協力するものとします。

第10条 (商品等の引き渡し)

1. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引を行った場合、利用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。JCB PREMO加盟店は、バリュー取引を行った当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合には、利用者にも書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。

2. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引による商品等の引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合には、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面により両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。

第11条 (換金の禁止)

JCB PREMO加盟店は、利用者が運用サーバ上に保有するバリューを現金その他現金類似の機能を有するもの(電子情報を含む。また、第9条第4項に列挙する有価証券等を含むがこれらに限られない)と引き換えることはできないものとし、利用者よりその申し出があった場合は、本規約に基づき、これを受容せず、引き換えできない旨の説明を行うものとします。

第12条 (不正利用発生時の対応等)

1. JCB PREMO加盟店は、偽造されたプレマカードの使用その他プレマカードの不正利用が判明した場合には、当社またはJCBの指定する方法により、当社またはJCBにその旨を直ちに連絡するとともに、当該不正利用について、当社またはJCBの指示に従った対応を行うものとします。

2. 万が一、JCB PREMO加盟店が前項に違反してバリュー取引を行った場合、JCB PREMO加盟店は当社に対し当該取引にかかわるバリュー取引精算金(第14条に定めるものをいう)の支払いを請求することができないものとします。

3. 当社が、JCB PREMO加盟店に対し、第1項に違反するバリュー取引にかかわるバリュー取引精算金を支払った後に、当該違反の事実が判明した場合には、JCB PREMO加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に対し当該バリュー取引精算金(第14条に定めるものをいう)を返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降にJCB PREMO加盟店に対して支払うバリュー取引精算金から差し引くことができるほか、当社がJCB PREMO加盟店に対してバリュー取引精算金以外の支払代金を負担する場合は、当該支払代金からも差し引くことができるものとします。

4. 偽造されたプレマカードの使用その他プレマカードの不正利用が行われ、当社またはJCBがJCB PREMO加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、JCB PREMO加盟店は誠実に協力するものとします。また、JCB PREMO加盟店は、当社またはJCBから指示があった場合、もしくはJCB PREMO加盟店が必要と判断した場合には、当該JCB PREMO加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第13条 (バリュー取引の売上金相当額の確定、確認)

1. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引の対象となる売上金相当額のバリューに関する情報およびその他バリュー取引に必要な付随情報(以下「取引データ」と総称する)を、当社またはJCBの定める通信手段、手順等により運用サーバに、原則としてバリュー取引を行った都度送信するものとします。

2. 前項の送信が行われた後、第8条第5項に基づき利用者およびJCB PREMO加盟店との間のバリュー取引が成立した時点で、バリュー取引の対象となる売上金相当額が確定し、かつ、当社とJCB PREMO加盟店との間の当該売上金相当額の精算に関する取引が成立するものとします。

第14条 (バリュー取引の精算)

1. 当社およびJCB PREMO加盟店は、本条に定める方法により、JCB PREMO加盟店が本規約に基づき行ったバリュー取引に係る売上金相当額の精算(以下「バリュー精算」という)を行うものとします。

2. JCB PREMO加盟店は当社に対し、バリューの利用による売上金額を合計した金額に、両社の定める手数料率を乗じ、円未満を四捨五入した金額のバリュー精算にかかわる手数料(以下「バリュー精算手数料」という)を支払うものとします。

3. 当社のJCB PREMO加盟店に対する支払いは、別表に定める締切日までに運用サーバを経由して当社に到着した取引データに係るバリュー取引の売上金額の総額より、バリュー精算手数料を差し引いた金額(以下「バリュー取引精算金」という)を、別表に定める支払日にJCB PREMO加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。

4. 当社のJCB PREMO加盟店に対するバリュー取引精算金は、当社が直接支払うか、または当社が指定し、事前にJCB PREMO加盟店に通知した当社所定の会社(ただし、JCBが承諾した場合に限り)が当社に替わって支払うものとします。

5. 当社またはJCBにJCB PREMO加盟店に対するバリュー精算手数料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第3項により支払うバリュー取引精算金から当該代金を差し引けるものとします。また、JCB PREMO加盟店から当社またはJCBへバリュー取引精算金以外の請求代金がある場合には当社は本条第3項により支払うバリュー取引精算金と合わせて支払うことができるものとします。

6. 当社がJCB PREMO加盟店に対して「お振り込みのご案内」を送付している場合には、当社はこの「お振り込みのご案内」に、前項記載の取扱いを記載するものとします。

第15条 (返品等によるバリュー減算の取消)

1. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引にあたり、返品その他によりバリュー減算の取消しを行う場合、以下の条件に従ってバリュー減算を取り消すものとします。ただし、JCB PREMO加盟店端末の故障その他の理由によりバリュー減算の取消ができない場合および、JCB PREMO加盟店が必要と判断し両社の承諾を得た場合には、利用者に対して当該取引代金を現金その他の決済手段で払い戻すことができるものとします。なお、取引代金を現金その他の決済手段で払い戻す場合であっても、JCB PREMO加盟店は当社に対して第14条に基づくバリュー精算手数料を支払うものとします。

(1) 別途両社が定める手順に従い、利用者およびJCB PREMO加盟店において、取消・返品により、元のバリュー減算を行ったプレマカードにつきバリュー減算の取消しをすることを事前に合意すること。

(2) 取消の対象となる取引日から30日以内にバリュー減算の取消処理を行うこと。(31日以降のバリュー減算の取消処理はできません。)

(3)バリュー減算の取消においては、全件JCB PREMO加盟店端末を使用して処理を行うこと。

(4)バリュー減算金額の一部取消はできません。(全額取消のみ可能です。)

2.前項に定めるバリュー減算の取消を行った場合、元の取引日にかかわらず、当該取消処理を行った日が取引日となります。

第16条 (バリュー減算金額の変更)

1.JCB PREMO加盟店は、自らと利用者との間で一度成立したバリュー減算の金額を変更する場合には、第15条の規定に従って変更対象となるバリュー取引の全額取消を行った後、変更後の金額にて再度バリュー減算を実施するものとします。ただし、利用者が店頭に不在かつ変更後の金額が元のバリュー減算の金額を上回る場合、変更は実施できないものとします。

2.前項に定めるバリュー減算の金額変更を行った場合、元の取引日にかかわらず、取消後に再度バリュー取引を行った日が取引日となります。

第17条 (バリュー取引精算金の支払いの取消しおよび保留)

1.JCB PREMO加盟店が減算したバリューが以下のいずれかの事由に該当する場合、当社はJCB PREMO加盟店に対し、当該バリュー取引に関するバリュー取引精算金の支払いの義務を負わないものとします。

(1)JCB PREMO加盟店から当社またはJCBへ送信された取引データが正当なものでないとき

(2)第9条の規定に違反してバリュー取引を行ったとき

(3)第12条の規定に違反してバリュー取引を行ったとき

(4)その他JCB PREMO加盟店が本規約に違反したとき

2.当社が、JCB PREMO加盟店に対し前項に該当するバリュー取引にかかわるバリュー取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、JCB PREMO加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に対し当該バリュー取引精算金を返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降にJCB PREMO加盟店に対して支払うバリュー取引精算金から差し引くことができるほか、当社がJCB PREMO加盟店に対してバリュー取引精算金以外の支払代金を負担する場合は、当該支払代金からも差し引くことができるものとします。

3.当社またはJCBが、JCB PREMO加盟店が減算したバリューについて本条第1項記載の事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合には、当社は調査が完了するまで当該バリュー取引にかかわるバリュー取引精算金の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4.前項の調査開始より30日を経過しても、本条第1項記載の事由のいずれかに該当する疑いが解消しない場合には、当社はバリュー取引精算金の支払い義務を負わないものとします。なお、この場合においても、JCB PREMO加盟店および両社は調査を続けることができるものとします。

5.前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、両社が当該バリュー取引にかかわるバリュー取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、当社は当該バリュー取引精算金を支払うものとします。なお、この場合には当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第18条 (差押等の場合の処理)

バリュー取引精算金の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該バリュー取引精算金を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第19条 (情報の収集および利用等)

1.JCB PREMO加盟店およびその代表者または両社にJCB PREMOに関する加盟店契約(以下「JCB PREMO加盟店契約」という)の申し込みをした個人、法人、団体およびその代表者(以下「加盟店等」と総称する)は、両社が本項(1)に定める加盟店等の情報(以下「加盟店情報」という)のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。

(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む両社と加盟店等の間の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、JCB PREMO加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにJCB PREMOの利用促進にかかわる業務のために、以下の①から⑩の加盟店情報を収集、利用すること。

①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等、加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項

②加盟申込日、加盟日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と両社の取引に関する事項

③JCB PREMO加盟店のバリュー取引等の取扱い状況

④当社またはJCBが収集した加盟店等のクレジット利用履歴

⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項

⑥当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

⑧当社またはJCBが加盟を認めなかった場合、その事実および理由

⑨利用者から当社、JCBまたはカード会社もしくは発行者に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社、JCBまたはカード会社もしくは発行者が利用者、およびその他の関係者から調査収集した情報

⑩行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)および当該内容について、加盟店信用情報機関(加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報

⑪加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容(倒産情報等)

(2)以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとします。)

①両社が本規約に基づいて行う業務

②宣伝物の送付等両社、カード会社または他の加盟店等の営業案内

③両社のJCB PREMO事業その他両社の事業(両社定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発

(3)本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑩の加盟店情報を当該委託先に預託すること。

2.加盟店等は、本条第1項(1)①から⑩の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、JCBと加盟店情報に関して提携したカード会社(以下「提携会社」という)が、JCB PREMOおよびクレジットカードに係る加盟店契約の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにJCB PREMOおよびクレジットカードの利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有するものはJCBとなります。(提携会社は次のホームページに記載のとおりとします。http://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/))

3.加盟店等は、本条第1項(1)①から⑦の加盟店情報のうち個人情報を、JCBが加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織(以下「共同利用会社」という)が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります。(共同利用会社は、本規約末尾または前項記載のホームページに記載のとおりとします。)

4.加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第1項から第3項と同様に取扱うことに同意します。

第20条 (加盟店信用情報機関の利用)

- 1.加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報につき、当社またはJCBが利用する加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟店利用者に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。（加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。http://www.jcb.co.jp/privacyPolicy.html）
 - (1)加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、JCB PREMO加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社またはJCBが加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という）に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 - (2)加盟信用情報機関所定の加盟店等に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）を、当該機関の加盟店利用者が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、JCB PREMOおよびクレジットカードに係る加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
- 2.加盟店の代表者は、他に経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関に加盟店情報のうち個人情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項(2)の目的で共同利用することに同意します。
- 3.加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、前二項と同様に取扱うことに同意します。
- 4.当社またはJCBが加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社またはJCBが新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとします。

第21条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

- 1.加盟店等は、両社、加盟信用情報機関および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。
 - (1)両社および提携会社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ
 - (2)加盟信用情報機関への開示請求：本規約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟信用情報機関へ
- 2.万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第22条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

両社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第19条から第21条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第19条第1項(2)②に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

第23条（契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用）

- 1.両社が加盟を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実も、承諾をしない理由のいかんを問わず、第19条に定める目的（ただし、第19条第1項(2)②に定める営業案内を除く）および第20条の定めに基づき利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.両社は、加盟店契約終了後も第19条に定める目的（ただし、第19条第1項(2)②に定める営業案内を除く）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第24条（バリュー取引に関する情報等の機密保持）

- 1.JCB PREMO加盟店は、本契約に基づいて知り得たバリュー取引および利用者へ付帯する情報、利用されたプレモカードに関する情報、ならびに手数料率を含む両社および発行者の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、または本規約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。
- 2.JCB PREMO加盟店は前項の情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
- 3.JCB PREMO加盟店は、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲で開示することができるものとします。この場合、JCB PREMO加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩することがないように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。
- 4.JCB PREMO加盟店は、本条第1項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに当社またはJCBに連絡するものとします。
- 5.両社は、JCB PREMO加盟店に本条第1項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的な理由がある場合には、当該JCB PREMO加盟店に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、JCB PREMO加盟店はこれに誠意をもって協力するものとします。
- 6.JCB PREMO加盟店は、本条第4項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。
- 7.JCB PREMO加盟店は、前項記載の調査結果判明後直ちに再発防止策を策定、実施するものとします。なお、JCB PREMO加盟店は、再発防止策の策定後および実施後直ちに当社またはJCBに書面でその内容を通知するものとします。
- 8.JCB PREMO加盟店の責に帰すべき事由により、両社に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、両社はJCB PREMO加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
- 9.本条第1項から第8項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第25条（バリュー取引の停止）

JCB PREMO加盟店が以下の事項に該当する場合、両社は本契約に基づくバリュー取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、JCB PREMO加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、バリュー取引を行うことができないものとします。

- (1)両社が前条第1項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認める場合
- (2)両社が、JCB PREMO加盟店が第28条第1項(1)、(2)、(3)、(5)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3)その他、両社が必要と認めた場合

第26条（取扱期間）

本契約の有効期間は1年とします。ただし、JCB PREMO加盟店または両社が期間満了3ヵ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとします。

第27条（解約）

- 1.前条の規定にかかわらず、JCB PREMO加盟店または両社は、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、両社は、直前1年間にバリュー取引を行っていないJCB PREMO加盟店については、予告することなく本契約を解約できるものとします。
- 3.前条の規定にかかわらず、両社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他両社の都合等により、JCB PREMO取引システムの取扱いを終了することがあり、この場合、両社はJCB PREMO加盟店に対し事前に通知することにより、本契約を解約できるものとします。
- 4.前条または本条による本契約の終了により、JCB PREMO加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、両社は一切の責を負わないものとします。

第28条（契約解除）

- 1.前二条の規定にかかわらず、JCB PREMO加盟店が以下の事項に該当する場合、両社はJCB PREMO加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合両社および発行者に生じた損害をJCB PREMO加盟店が賠償するものとします。
 - (1)JCB PREMO加盟店申込書等加盟に際し両社に提出した書面および、第5条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき

- (2)他の者の債権を買い取って、または他の者に代わって、当社またはJCBにバリュー取引精算金の支払い請求をしたとき
 - (3)第9条の規定に違反したとき
 - (4)第17条第2項に基づくバリュー取引精算金の返還を怠ったとき
 - (5)第24条の規定に違反したとき
 - (6)前五号のほか、JCB PREMO加盟店またはJCB PREMO加盟店の従業員その他JCB PREMO加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき
 - (7)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払い停止となったとき
 - (8)差押、仮差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (9)前二号のほかJCB PREMO加盟店の信用状態に重大な変化が生じたときと両社が判断したとき
 - (10)他のクレジットカード会社等との取引にかかわる場合も含めて、電子マネー等の支払決済サービスまたは信用販売制度を悪用していると両社が判断したとき
 - (11)JCB PREMO加盟店届け出の店舗所在地に店舗が存在しないとき
 - (12)JCB PREMO加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると両社が判断したとき
 - (13)架空のバリュー取引にかかわるバリュー取引精算金の支払い請求、その他JCB PREMO加盟店が不正な行為を行ったと両社が判断したとき
 - (14)JCB PREMO加盟店が両社の信用を失墜させる行為を行ったと両社が判断したとき
 - (15)その他JCB PREMO加盟店として不適当と両社が判断したとき
- 2.JCB PREMO加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると両社が認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、バリュー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第29条 (契約終了後の処理)

- 1.本契約が終了した場合、JCB PREMO加盟店はその後利用者に対してバリュー取引を行う等、一切のプレマカードの取扱いをしてはならないものとします。
- 2.本契約が終了した場合、契約終了日までに行われたバリュー取引は有効に存続するものとし、JCB PREMO加盟店および両社は、当該バリュー取引を本規約に従い取扱うものとします。ただし、JCB PREMO加盟店と両社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
- 3.JCB PREMO加盟店は、本契約が終了した場合、直ちにJCB PREMO加盟店の負担においてすべてのJCB PREMO加盟店標識をとりはずし、広告媒体からJCB PREMOの取扱いに関するすべての記述、表記等をとりやめるとともに、両社がJCB PREMO加盟店に交付した取扱関係書類および印刷物の一切を速やかに当社に返却するものとします。なお、JCB PREMO加盟店端末については、当該端末の使用規約およびその取扱いに関する規定に従うものとします。
- 4.当社は、前条または次条により本契約を解除した場合、JCB PREMO加盟店から既に当社に到着した取引データに係るバリュー取引について、取消しまたは解除するか、バリュー取引精算金の支払いを保留することができるものとします。

第30条 (反社会的勢力との取引拒絶)

- 1.JCB PREMO加盟店は、加盟店等、JCB PREMO加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。
 - (1)暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2)暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - (4)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6)社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7)特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
- 2.JCB PREMO加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると両社が認めた場合、両社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社および発行者に生じた損害をJCB PREMO加盟店が賠償するものとします。また、この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、バリュー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。
- 3.JCB PREMO加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると両社が認めた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、バリュー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
- 4.両社は、JCB PREMO加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくバリュー取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、JCB PREMO加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、バリュー取引を行うことができないものとします。

第31条 (本規約に定めのない事項)

JCB PREMO加盟店は、本規約に定めのない事項については、両社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

第32条 (準拠法)

JCB PREMO加盟店と両社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第33条 (合意管轄裁判所)

- 1.JCB PREMO加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
- 2.JCB PREMO加盟店とJCBとの間で訴訟の必要が生じた場合には、JCBの本社または大阪支社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第34条 (規約の変更)

- 1.両社が本規約の変更内容を通知または公告した後においてJCB PREMO加盟店が利用者に対しバリュー取引を行った場合には、JCB PREMO加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、JCB PREMO加盟店は、第19条第2項および第3項、第20条第1項および第4項、ならびに第21条第1項記載のホームページに記載された提携会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることをあらかじめ承諾するものとします。

<共同利用会社>

○株式会社ジェイエムエス

〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー

利用目的：JCB PREMO加盟店業務の代行サービス等の提供

○株式会社日本カードネットワーク

〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー

利用目的：JCB PREMO加盟店端末、接続サービス等JCB PREMO加盟店業務支援サービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス、JCB PREMO加盟店向けDMサービス等の提供

<お問い合わせ窓口>

カードアシストデスク

東京 0422-44-2500 大阪 06-6943-7699

福岡 092-732-7500 札幌 011-271-1711

月～金 10：00AM～6：00PM 土 10：00AM～5：00PM 日・祝・年末年始休

(PKK01・00555・20170301)

<加盟信用情報機関>

	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター
住所	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル 1F
電話番号	03-6738-6626
共同利用の管理責任者	日本クレジットカード協会
URL	http://www.jcca-office.gr.jp/
共同利用の目的	当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合並びに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。 1.法令に基づく場合 2.人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 3.公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 4.国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
共同利用される情報	・両社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・加盟会員が加盟店情報を利用した日付
共同利用者の範囲	日本クレジットカード協会の会員(当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認ください。)

JCB では JCB PREMO 加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部 担当役員）を設置しております。

(JKK04・00555・20150116)

<別表>

20140718 (さ)

取扱期間	締切日	加盟店への支払日
1日～当月15日	当月15日	当月末日
16日～当月末日	当月末日	翌月15日

※支払日の15日・末日が、金融機関休業日の場合には、15日は翌営業日、末日は前営業日に払い込みさせていただきます。

※取扱期間・締切日・支払日が、前月16日～当月15日・当月15日・翌月15日となる場合がございます。